

自衛隊イラク派兵差止訴訟（箕輪訴訟）判決 控訴申立にあたって原告団・弁護団コメント

2007年（平成19年）12月3日

1. 本日、自衛隊イラク派兵差止北海道訴訟（箕輪訴訟）の原告は、11月19日札幌地方裁判所民事1部（竹田光広裁判長）が下した不当判決に対し、控訴を申し立てました。
控訴した原告は、地裁審理中に亡くなられた箕輪登氏と松田平太郎氏を除く31名であり、実質的に全員が控訴したことになります。まさに、原告団全員が故人の遺志と共に高裁でたたかうことになりました。
これら控訴人の代理人に就任した弁護士は、道内117名、道外3名の合計120名です。2004年1月に提訴したときの代理人数が104名ですから、さらに拡充しての申し立てとなりました。
2. 11月19日地裁判決の評価は、別紙のとおりです。地裁判決の問題点を徹底的に批判し、積極面を評価、発展させ、全国の取り組みと呼応しながら、さらなる前進を勝ち取る決意です。
本訴訟を提起したとき、「平和的生存権理論」を確立した深瀬忠一北海道大学名誉教授は、私たちに対して「理論、弁論、世論の三位一体でたたかえ」と励ましてくれましたが、いまその思いを改めて強くしています。
3. 憲法の平和主義と「法の支配」が深刻な危機にさらされているいま、私たちは本訴訟を通じて、「現代の侵略戦争」であるイラク戦争と日本の「参戦」の真相を明らかにし、戦後の日本国民が築きあげ共有してきた憲法9条と「平和に生きる権利」を守り抜くために全力をあげる決意です。
4. 今後とも、道内はもとより全国の皆さまへ、ご支持、応援を心からお願いする次第です。

以上